特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	身体障害者手帳の申請・交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、身体障害者手帳の申請・交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	身体障害者手帳の申請・交付に関する事務					
②事務の概要	①住民からの申請に基づき、身体障害者手帳の交付 ②交付された手帳情報の管理 ③手帳所持者への再認定時期の通知 ④県への手帳所持者数の報告					
③システムの名称	総合福祉システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
身体障害者台帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(11の項)、内閣府・総務省令第5号 第11条(1号から5号)					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> (選択肢> () 実施しない () 実施しない () 実施しない () ま変しない () まま変しない () ままを含しない () まま変しない () まま変しない () ままをない () ままをない () ままをない () ままをない () ままをない () ままをない () ままを					
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号 別表第二(15、27、28、54、55、56-2、57、79、106、116の項)、内閣府・総務省令第7号 第20条(1号から9号)、第21条(1号から9号)、第28条(1号から10号)、第29条(1号から2号)、第30条(1号から11号)、第31条(1号から6号)、第42条(1号から2号)、第53条(1号から4号)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉課					
②所属長の役職名	健康福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
千葉県						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年2月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年2月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		1) 2)	(選択肢>) 基礎項目評価書) 基礎項目評価書及び重点項目評価書) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1)	<選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2) 3)	〈選択肢〉)特に力を入れている)十分である)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワーク	クシステムで					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続			ない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	1) 2) 3)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1)	<選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[]自	己点検	[]	内部監査	[〇] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	各発							
従業者に対する教育・啓発	[+	分に行っている]	1) 2)	<選択肢>) 特に力を入れて行っている) 十分に行っている) 十分に行っていない			

変更箇所

<u> </u>	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二・・・	番号法第19条第1項第8号 別表第二・・・	事前	